

# 東京北法律事務所 北法律・九条の会 新春セミナーと懇親会のご案内

**日時 2016年2月19日(金)午後6時開会**  
**場所 北とぴあ16階 天覧の間**

(JR京浜東北線・地下鉄南北線とも「王子駅」下車・徒歩3分)

新年おめでとうございます。今年は、私たち主権者・国民として、夏の参議院選挙で、「解釈改憲反対」・「戦争法の廃止」を求める野党連合が勝利し、憲法九条の輝きを取り戻すことができるよう、大切な責任を果たしていかなばなりません。

今年も変わりなく、セミナーの講演会と懇親会の双方をご案内します。ぜひご参加下さい。

## I 新春セミナー 午後6時開会(7時15分まで)《無料》

今年は、憲法学者であり、慶応大学名誉教授である小林節先生をお招きしました。

安倍首相が行った九条の解釈改憲とそれによる衆参国会における「戦争法」の強行採決に対し、学生・女性の会・憲法学者・弁護士会などをはじめ、各地で国民の各層がこれに反対する声をあげている中で、小林先生は学者の先頭に立ち、その違憲性をクーデターとまで指摘して鋭く告発し、日本の憲法学の最先端でそれを広げられており、同時に私たち主権者・国民に対しても、種々の集会で、自覚的な主権者の声を大きくしていくことの大切さを語っておられます。

その意味で、先生は、今日の状況のもとで、最も適任の憲法学者であり、また憲法活動家であると思います。先生が、日々、「どのような思いで活動されているのか」胸の内をうかがい、今後の私たちの運動に役立てたいと思います。

ぜひ、皆様のご参加をお待ちしています。ともに考え、深めましょう。

**「いま日本に、新たな民主主義の大きな運動が生まれている。それを今後いっそう発展させよう」**

**一憲法の立憲主義にもとづく政治の確立と安倍政権の早期退陣のために一**

**慶応義塾大学名誉教授・弁護士 小林 節 さん**

## II 懇親会 午後7時30分開会(9時まで)《会費3千円》

**ともに語ろう、市民の手と手を繋ぐ「北の砦」**

各地の運動・活動を紹介しあって、交流しましょう。懇親会にもぜひご参加ください。  
料理確定の必要から、お申込みは2月12日(金)までをお願いします。



東京北法律事務所  
北法律・九条の会  
TEL 03-3907-2105 FAX 03-3907-2183